

# 御 発 言 ㄨ ㄗ

平成17年2月21日

原子力委員会 新計画策定会議 国際問題検討WG

5つの論点(案)

(財)電力中央研究所 鈴木達治郎

2005年2月21日

1. 「核不拡散文化」の構築

- 核拡散防止は安全確保と同様、原子力平和利用の大前提
- 「安全文化」にならない、常に最高のパフォーマンスを目指す思想を共有(4.と関連)

2. 機微な物質・技術の管理に重点

- 国際管理の最優先課題は転用可能な核物質(HEUとPu) それを生産しうる施設・機器・技術の(非合法)取得
- その転用防止対策に重点をおいた、具体的政策が必要(核物質防護、在庫量対策、技術協力・輸出、貿易管理など)

3. 供給国としての責務と権利を考慮した政策

- 日本は原子力先進国として、今後国際協力の拡大が期待される
- その際、拡散防止を最大の条件とする責務と権利(影響を及ぼす)を明確にした政策が望まれる。機微な分野での協力政策についての原則確立が必要(2.と関連)
- 核物質防護や計量管理、保障措置技術、透明性向上など、核不拡散関連技術の主導国としてのリーダーシップ発揮(核不拡散センターへの期待)

4. 官民の責任・役割分担明確化

- 原子力平和利用の促進と拡散防止を両立する枠組み作りが政府の責任 二国間協力協定の早期締結(研究協定からでもはじめることができる)
- 核拡散防止は国だけの責任ではない。現場を取り扱う民間企業も重要な役割と責任を負う。(コンプライアンスプログラム、ベスト・プラクティス、行動規範など)

5. 主体的・総合的政策立案

- 国際規制を遵守しているだけでは「核不拡散文化」の浸透は不十分、主体的な取り組みが求められている。核不拡散政策立案体制、能力の充実、専門家の育成も必要。
- 省庁の縦割り行政では有効な核不拡散政策の立案が困難 原子力委員会の役割と限界。国際協力や交渉の対応組織、体制の問題。